

第11回教育委員会会議

1 日時 令和4年6月28日（火） 午後3時30分～午後3時50分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
三木 信夫	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
川本 祥生	総務部長
楠井 誠二	政策推進担当部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
村川 智和	総務課長
橋本 洋祐	連絡調整担当課長
仲村 顕臣	首席指導主事
中野下豪紀	教職員人事担当課長
松浦 令	教育政策課長
有上 裕美	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名
- (3) 案件

議案第64号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び委員等の委嘱について

議案第65号 職員の人事について

議案第66号 職員の人事について

議案第67号 職員の人事について

協議題第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書(素案)について

なお、議案第64号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第65号から第67号、及び協議題第11号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第64号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び委員等の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年度よりいじめ防止対策推進法第28条第1項の「重大事態」が発生した場合には、第三者委員会による初動調査を実施しているが、当該児童生徒及びその保護者が希望した場合には、著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会に対し諮問を行い、詳細調査を実施することとしている。今般、大阪市立小学校の児童の事案に関して、当該児童及びその保護者から詳細調査の実施の希望があり、本事案の経過を踏まえると、詳細調査を実施することに関し、著しく合理性を欠くと認められる事情はないものと考えている。

次に、諮問内容についてであるが、調査審議の範囲として、本事案に係る事実関係の調査、本事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討、の三点とした上で、第三者委員会の意見をとりまと

めた報告書により、教育委員会及び市長あてに答申を求める内容で諮問を行う予定としている。

委員等の委嘱については、本事案は複数名の児童が関係しており、事実関係の調査及び認定に膨大な作業が必要になることが見込まれるため、適正かつ円滑に調査審議を進めていく上で、委員として、事実関係の調査及び認定に関し専門的な知識と経験を有する弁護士が必要不可欠であると考えている。

また、詳細調査において、児童の聴き取りが多く発生することが見込まれるため、専門委員として、カウンセリングに専門的な知識と経験を有する臨床心理士が必要であり、さらに、事案の背景を分析するにあたり、専門委員として、教育に関する専門的な知識を有する専門家も必要不可欠であると考えている。よって、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第2条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、第三者委員会の委員及び専門委員を委嘱することについて決定いただきたい。

委員の候補は、きよた総合法律会計事務所在籍の早川僚太弁護士である。早川弁護士は、大阪弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属され、子どもの権利に関わる幅広いご見識をお持ちであり、また、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富である。専門委員の候補は、川島裕美心理士と、桃山学院教育大学在籍の葉山貴美子教授である。川島心理士は、大阪市のほか大阪府や堺市でもスクールカウンセラーとして活動しており、いじめを含む、子どもが抱える問題に関しての知見が豊富である。葉山教授は、教育相談や障がい児理解を専門分野とし、長年さまざまな大学等において教鞭をとっており、また、大阪府箕面市のいじめ調査第三者委員会の委員として活動された経験も有している。以上の点から、本事案の詳細調査を実施いただく委員及び専門委員として適任であると考えている。委嘱期間は、早川弁護士については委嘱の日から2年間、川島心理士と葉山教授については、委嘱の日から本事案の調査審議が終了するまでの間となる。今後のスケジュールは、本日の教育委員会会議でご承認をいただいたのち、できる限り速やかに会議を開催できるよう進めていく。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第11号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書(素案)について」を上程。

楠井政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び大阪市教育行政基本条例第6条各項に基づき、市長及び教育委員会が、毎年、教育振興基本計画に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、作成するものである。

今年度の構成としては、令和3年度の局運営方針に掲げていた各具体的取組の取組についての点検評価と前教育振興基本計画に掲げられている目標の達成・進捗状況の確認、さらに教育委員会全体としての点検評価を行ったうえで、教育委員よりいただいた自己評価を組み入れている。

例年は教育長の自己評価も組み入れているが、これまでの教育行政点検報告書の構成も踏まえ、本年度について多田教育長は令和4年度より就任されており、令和3年度の報告書であることから、自己評価については記載していない。そのため、教育長職務代理者として森末委員並びに平井委員の自己評価を記載している。また、全体の評価についての変更はないが、5月31日の教育委員会会議で報告した時点で、集計中であった2つの項目の数値を追記するとともに、全体を通して文言整理を行った。

本日は報告書（素案）として取りまとめたものを示しているが、今後、外部有識者から素案についての講評をいただき、それを組み入れて案とする。今回の報告書は前教育振興基本計画の最終年度の点検・評価となることから、昨年度と同様に、大阪教育大学 森田先生並びに、大阪公立大学 添田先生に外部有識者として講評を依頼する予定である。

また次年度以降は、本年度からの教育振興基本計画における点検・評価になることから、新たな方を人選し、講評を依頼する予定である。案については改めて市会提出予定案件として9月の教育委員会会議において議決いただき、市長の決裁を経て、決算市会に上程し、本市ホームページに掲載し、市民の皆様に公表する予定である。

議案第65号から議案第67号「職員の人事について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第65号は、校長が休職となるため、その後任について、また、議案第66号は、さらにその後任について提案するものである。次に議案第67号は、教頭が休職となるため、その後任について提案するものである。

議案第65号について、現在、矢田南中学校兼矢田小学校の副校長である宮川潤一を、東住吉区の矢田西小学校長に充てる。

議案第66号について、議案第65号で説明した矢田南中学校兼矢田小学校の副校長の後任として、現在指導部総括指導主事である寺岡裕芳を充てる。

議案第67号について、現在、指導部指導主事である馬淵正光を、旭区の生江小学校教頭に充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
